

千葉地方最低賃金審議会の意見に関する公示
千葉労働局一般公示第67号

令和8年10月7日千葉地方最低賃金審議会から千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、千葉県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和8年10月22日までに千葉労働局長あて（千葉市中央区中央4-11-1）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和8年10月7日

千葉労働局長 小山 英夫

記

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見の要旨

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域
千葉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務

ロ 塗油、検品の業務

ハ 手作業による袋詰め、包装の業務

ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,224円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年12月25日

異 議 申 出 書

令和8年10月7日貴殿が公示した千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第15条第3項において準用する同法第11条第2項の規定により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和8年 月 日

申 出 者
住 所
氏 名 _____ .

千 葉 労 働 局 長 殿